

中国四国地区トランポリン競技選手権運営指針（2024年～）

1. 競技会名称 「第〇〇回中国・四国地区トランポリン競技選手権」とする。
2. 主管団体 競技会開催は中国ブロック、四国ブロック交互とし、開催県の体操協会を主管団体とする。
開催県はブロック内での協議とするが、可能な限り持ち回りで行うこととする。
3. 実行委員会 各県（未普及県を除く）から1名以上の委員を選出し、「実行委員会」を組織し、実行員会を「主催者」とする。実行委員会は運営に関し協議・調整し、各ブロック内の競技団体に周知を行う。競技会の対象となる開催県の実行委員を実行委員長とする。
4. 開催時期 原則、開催時期を毎年6月とし、各ブロックの事業（シャトル大会等）と重複しないよう調整すること。県協会の事情により開催できないときは委員会で調整すること。
5. 参加費及び県負担金
 - 【参加費】 参加選手の参加費は出場クラス、年齢、男女の区別なく一律とする。ただし、シンクロなどの特別種目においては主管団体の意向により、別途徴収することができる。
 - 【負担金】 開催県以外の各県単位で運営費の一部を負担（参加人数に関係なく一律とする）することとする。ただし、未普及県については選手出場初年度を含む2年間は免除とする。

○ 負担金の追徴について

参加者の大幅な減少等の理由で収入が減になり運営が困難になる場合は委員会で協議し、適正な運営計画を立てた後にすべて（未普及県以外）の県から均等に（選手参加の有無は関係なく）負担金の追徴を行う。

参加費及び負担金設定表 2023年から採用

県名	負担金／県	参加費／選手1名	備考
広島県	15,000	3,500	
岡山県	15,000	3,500	
鳥取県	15,000	3,500	
島根県	15,000	3,500	2023年度から負担金発生
山口県	未普及	3,500	参加初年度を含む2年間
香川県	15,000	3,500	
高知県	15,000	3,500	
愛媛県	15,000	3,500	
徳島県	未普及	3,500	参加初年度を含む2年間

*開催県を除く

6. 役員、補助役員

- ・役員・補助役員を他県に依頼する場合は、開催県が謝金を支払う。（2,000 円/1 人）
- ・開催県役員の謝金等は開催県に一任する。

7. 審判員派遣

- ・原則、10 業務/県が行われるよう派遣する。派遣人数の指定はせず、各県で調整する。
 ＊業務数の考え方
 >男女のカテゴリがある場合は、男子、女子それぞれを1業務とする。
 >男女混合のグループで進行する場合は、2業務でカウントする。
- ・下表の審判割当表を標準とするが、取得審判カテゴリや、経験値等により役割の変更（E1⇔D1 など）を行っても良い。ただし、業務数の変更がないことを原則とする。
- ・規定の業務数を満たすことができない場合は、事前に開催県と協議し、他県に依頼する等の対策をとること。

<審判割当表>

クラス	主審	E1	E2	E3	E4	D1	D2	H1	H2
M	岡山	島根	高知	鳥取	愛媛	広島	開催県		
Pc	香川	岡山	島根	高知	鳥取	愛媛	開催県		
C	広島	香川	岡山	島根	高知	鳥取	開催県		
B	愛媛	広島	香川	岡山	島根	高知	開催県		
A	鳥取	愛媛	広島	香川	岡山	島根	開催県		
sync	高知	鳥取	愛媛	広島	香川	-	-		

- ＊H1、H2 審判が必要な場合（HDTS 使用不可等）は、実行委員会で協議し、割当を決定
- ＊原則横列での入れ替えを可とする

8. 審判員謝金

業務数/県	謝金/県	備考
10	6,000	基礎額とする
11～16	10,000	開催県には適用しない
17 以上	-	開催県と協議
9 以下	1 業務減につき -500 円（例：2 業務減なら 6,000-1,000=5,000）	
審判派遣なし	派遣できない県は、10,000 を開催県に支払う	

- ＊参加県以外の審判員を派遣する場合、原則開催県の負担とするが、中四国全体にかかわる技術力向上等の理由によるものは、別途実行委員会で協議し、決定する。

9. 収支決算

- 主管団体は収支決算書（別紙）を作成しデータを保管しておくこと。
- 委員会が閲覧を求めたときは速やかに提出すること。

10. 開催要項、申込み、参加費・県負担金の徴収方法

○主管団体は開催要項を作成し、各県実行委員にメールにて送付、またはホームページ等の閲覧方法を連絡すること。各県実行委員は県内各クラブにその情報を周知すること。

○申込み方法は主管団体に一任する。

○参加費はクラブ単位で振込むこと。

○県負担金は参加費とは別に振込むこと。

*参加費、県負担費は振込とし、会場で現金の取扱いはしない。（謝金等以外）

11. 余剰金の取扱い

余剰金（収入が支出を上回った場合）については、主管団体の収入とする。

ただし、トランポリンの整備（リース含む）、安全設備（安全マット等）の配置等について万全を期していない場合はすべての余剰金を参加県に返金すること。

12. 運営

- ・競技会は割当練習を含め2日以内に終了すること。
- ・準備を含め競技会の進行運営は主管団体が行うこと。ただし、人員不足のためその業務が困難な場合は近県に人員援助の申し出をし、競技会に支障が出ないように努める。
- ・実行委員を各県1名選出し、所属県協会との連絡調整を行う。

13. 競技（採点）規則

採点規則は原則として FIG 並びに日本体操協会トランポリン委員会制定採点規則に準じて行い、採点規則の改定は日本体操協会トランポリン委員会の改定時期に合わせる。

ただし、本競技会独自の特別ルールによる採点を行うことができる。（別紙競技規則参照）

また、以下の理由により正規のルールで競技が行われない場合は、事前にその旨を開催要項等により周知すること。

- ① 計測機器（Tスコア、Hスコア測定機器）の入手（リース含む）ができない。
- ② 会場、予算等の都合により正規のルールで採点することが困難な場合。
- ③ その他

14. その他

I. 競技会の兼用について

本競技会の開催に合わせて、他の競技会を兼用する場合（国体ブロック大会などの県予選会）は参加費の徴収、集計を独自で行い、本大会に支障をきたさないことを条件として認める。その際、競技会名に「兼〇〇競技大会」などタイトルを変更することは認めない。

II. 本運営方針、競技規則に記述されていない事項の詳細についてはすべて実行委員会により協議、決定されることとする。

III. 委員会記録

- ・2018/8/4 実行委員会

運営指針第2項－主管団体の開催県持ち回りについて、各県のトランポリン所有数等の現状を考慮し、第14回大会（2020年度）まで鳥取県で開催することとする。

・ 2022/9/3 実行委員会

各県負担費を 20,000 円から 15,000 円に変更する。

・ 2023/7.23 実行委員会

審判割当、審判謝金、器具リース料の制定

⇒ 器具等のリースについて（2023.7.23 実行委員会の決定事項）

現在鳥取県のみが所有する HDTS、採点システムのリースについて、運搬、設置、専門人員の設置等に経費を計上する。

	リース料	内容
採点 System	40,000 円/回	PC 5 台・システム管理者日当・交通費込み
HDTS 測定器	20,000 円/回	PC 付、運搬・設定含む

*採点システムの使用には PC が 8 台必要となり、内 3 台は開催県が準備する。

（スペックについては鳥取県と要協議）

<競技会経費決算書>（案）

競技会名 第 回中国四国地区トランポリン競技選手権
 開催日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
 会場
 主管協会 県体操協会

● 収 入

参加費		3,500 円 × 名
県負担金		15,000 円 × ○ 県
開催委任金		
県協会補助金		
広告収入		
その他		
(合 計)		

● 支 出

会場使用料		2 日間（冷暖房、照明等含む）
傷害保険料		
リース・レンタル		HDTs、採点 System、審判ステージ、運搬等
メダル・賞状		
事務費（雑費）		ジュース・お菓子・
損耗費		ベッド・スプリング等損耗
謝金（審判）		
謝金（役員）	20,000	2,000 円 × 10 名
謝金・旅費		他協会からの派遣依頼 円 × 名
その他		
(合計)		

収支 - 支出 = 円

1. 良好な運営により支出が許容範囲内に収まりました。
2. 支出が収入を上回ったため、各県に負担を求めます。

()

令和 年 月 日

○○県体操協会トランポリン委員会 代表 ○○